

第8回 船橋市総合計画審議会 会議録

日時 令和3年10月13日（水） 14:00～16:00

場所 船橋市役所 9階 第1会議室

出席者

<出席委員>

宇於崎委員、牛山委員、柏木委員、中原委員、宮脇委員、土屋委員、三須委員、平川委員、若生委員、稲垣委員、小淵委員、深尾委員、萬屋委員、大川委員、片桐委員、小林委員、矢部委員

<市出席者>

杉田副市長、企画財政部長

<事務局>

政策企画課長、政策企画課長補佐、政策企画課総合計画係長

<関係部局>

【健康増進、地域医療】

健康福祉局長、健康・高齢部長、保健所理事、副病院局長、健康政策課長、地域包括ケア推進課長、保健総務課長、地域保健課長補佐、健康づくり課長、衛生指導課長、新病院建設室長

【高齢者福祉、地域福祉・生活困窮者支援、障害福祉、国民健康保険・介護保険】

健康福祉局長、健康・高齢部長、保健所理事、福祉サービス部長、地域包括ケア推進課長、国保年金課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、地域保健課長補佐、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長

【子育て支援】

健康福祉局長、保健所理事、子育て支援部長、学校教育部長、地域保健課長補佐、子ども政策課長、児童家庭課長、家庭福祉課長、保育認定課長、地域子育て支援課長、療育支援課長、教育総務課長、指導課長

<欠席者>

藤野委員、屋代委員

次第

1. 議題

(1) 基本計画（素案）について

2. その他

(1) 今後のスケジュール

傍聴者 8名

会議の公開・非公開の区分 公開

議事内容：

開会（14時00分）

○ 政策企画課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより第8回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、政策企画課の國澤です。本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

本日の審議は2時間程度を予定しております。また、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、会議途中で窓を開けて換気をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、委員の出欠について御報告いたします。

本日、屋代委員及び藤野委員より欠席の御連絡をいただいております。また、中原委員からは遅れて出席されるとの御連絡をいただいております。よって現時点で、来場の方が10名、オンライン参加の方が6名で、委員16名の方に御出席いただいておりますことから、船橋市総合計画審議会条例第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることを御報告いたします。

また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名程度として市のホームページに掲載させていただきました。本日傍聴者につきましては、会場の関係から別室にてオンラインで傍聴する形式となっております。

なお、本日8名の傍聴者がいらっしゃいますことを御報告いたします。

それでは、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。宮脇会長、よろしくをお願いいたします。

○ 宮脇会長

議事に入る前に、傍聴者の方に傍聴用の別室に入場いただきます。傍聴者の方は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

また、本日の会議資料の中で、第6回、第7回の審議分の意見の一覧とそれを踏まえた修正素案が示されました。これについては、委員の皆様には事前に確認していただいていることと思いますが、この場で特段の意見があれば、お願いします。

特段の意見がないようですので、現時点では、審議会としてこの修正素案を受け止めたいと考えます。また、参考資料として、主な取り組みに関連する事業例が示されていますので、審議の参考として適宜御参照ください。

1. 議題

(1) 議題1「基本計画（素案）について」

○ 政策企画課長

それでは本日、御審議いただく、基本計画（素案）の内容について御説明いたします。今回の審議対象は、健康福祉の分野として、1_健康増進、2_地域医療、3_高齢者福祉、4_地域福祉・生活困窮者支援、5_障害福祉、6_国民健康保険・介護保険、7_子育て支援の7つの基本施策となります。それでは順に概要について御説明いたします。資料1を御覧ください。

【基本施策 1. 健康増進】

「健康増進」の分野について御説明いたします。この分野では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、「ふなばし健やかプラン21」を策定し、健康づくりに取り組んでおり、今後も、生活習慣病重症化予防や高齢者のフレイル予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るとともに、新型コロナウイルス感染症などの発生等に備えた健康危機管理体制の強化

を目指していきます。この目標を実現するために3つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「健康づくり」です。この施策では、市民の自主的な活動を促進する環境整備を行うとともに、市民の健康づくり及び介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。

2つ目の施策は「疾病予防対策の充実」です。この施策では、がん検診や健康診査、保健指導の実施や適正な接種時期及び接種間隔に基づいた予防接種を推進します。

3つ目の施策は「健康危機管理の強化」です。この施策では、新型コロナウイルス感染症等や新たな感染症の発生等に備え、市の体制強化を図るとともに、関係機関との連携強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。また、食中毒予防のため、市民や事業者への衛生教育の充実を図っていきます。

【基本施策 2. 地域医療】

「地域医療」の分野について説明いたします。この分野では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進め、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を目指しています。この目標を達成するために、4つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「在宅医療の推進」です。この施策では、在宅医療の推進のために、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。

2つ目の施策は「難病患者等の支援体制の充実」です。この施策では、指定難病や小児慢性特定疾病等を持つ患者や依存症の問題を抱える人が安心して生活・療養できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関との連携や相談支援体制の充実により、地域で適切な支援を受けられる体制づくりを行います。

3つ目の施策は「医療提供体制の充実」です。この施策では、市立医療センターの建て替えを行い、さらなる機能強化を図ります。また、市民が医療機関を信頼し安心して利用できるよう、市内医療機関の医療安全管理体制の充実を図ります。

4つ目の施策は「救急医療体制の充実」です。この施策では、関係機関との連携により救急医療体制の維持・充実を図るとともに、市民への救急医療に関する知識の普及啓発を行います。

【基本施策 3. 高齢者福祉】

「高齢者福祉」の分野について御説明いたします。この分野では、すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指しています。この目標を達成するために、3つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「生きがいづくり」です。この施策では、高齢者への活動の場の提供のほか、関係団体と協力し、経験等を活かした就業の機会を提供するとともに、生きがいづくりのための事業の充実や周知を図ります。

2つ目の施策は「施設整備・人材確保の推進」です。この施策では、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備するとともに、介護事業者が介護人材を量・質ともに確保できるよう、介護人材の確保に取り組みます。

3つ目の施策は「相談支援体制の充実」です。この施策では、認知症になっても、安心して地域で暮らすことができるよう、本人や家族への支援にとともに、地域での支援体制を強化します。また、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。

4つ目の施策は「生活支援の充実」です。この施策では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けや地域での見守り体制の構築を支援していきます。

【基本施策 4. 地域福祉・生活困窮者支援】

「地域福祉・生活困窮者支援」の分野について御説明いたします。この分野では、地域に住む一人一人が、隣近所に関心を持ち、困ったときには「お互いさま」の心で助け合えるまちづくりを進めるほか、生活困窮者への適切な支援や包括的な相談支援体制の構築を目指しています。この目標を達成するために、3つの施策を推進します。

1つ目の施策は「地域福祉の体制整備」です。この施策では、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。

2つ目の施策は「生活困窮者への支援」です。この施策では、関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図るとともに、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。また、生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。

3つ目の施策は「包括的な相談支援体制の構築」です。この施策では、新たな課題や複合的な課題に対応するため、関係団体や関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 5. 障害福祉】

「障害福祉」の分野について御説明いたします。この分野では、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備や市民への理解啓発を行うことで、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるようになることを目指しています。この目標を達成するため、2つの施策を推進します。

1つ目の施策は「障害への理解の促進」です。この施策では、障害のある人が地域や社会に受け入れられ、障害のある人もない人も認め合いながら地域で共に暮らせるよう、幅広い年代に対し、関心を持ってもらう機会を増やすとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

2つ目の施策は「相談・生活支援の充実」です。この施策では、関係機関と連携した就労支援の充実や個々のニーズ・状況に応じた障害福祉サービスの利用促進による活動機会の充実を図るとともに、相談支援の充実や地域での生活を支援する体制の整備を推進します。

【基本施策 6. 国民健康保険・介護保険】

「国民健康保険・介護保険」の分野について説明いたします。この分野では、少子高齢化の進行等により、その役割がますます大きくなってきている社会保障制度を将来にわたって持続可能な制度として運営していくことを目指しています。この目標を達成するため、2つの施策を推進します。

1つ目の施策は「国民健康保険事業の適正な運営」です。この施策では、国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の見直しや収納率向上対策の強化、医療費の適正化を行い、一般会計の財政状況によらない国民健康保険事業運営を目指します。

2つ目の施策は「介護保険事業の適正な運営」です。この施策では、介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営するとともに、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。

【基本施策 7. 子育て支援】

「子育て支援」の分野について御説明いたします。この分野では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行している中で、すべての子供が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支えるまちを目指しています。この目標を達成するため、5つの施策を推進します。

1つ目の施策は「教育・保育の充実と居場所づくり」です。この施策では、乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。また、児童が放課後に安全

で安心して活動できる居場所を確保するため、放課後ルームと船っ子教室の充実・連携を図ります。

2つ目の施策は「妊娠期から子育て期にわたる支援」です。この施策では、出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び子育て支援センター・児童ホームの充実を図ります。

3つ目の施策は「特別な配慮を要する子供への支援」です。この施策では、発達が気になる子供や障害のある子供など特別な配慮を要する子供が安心して身近な地域で生活できるよう、相談体制や療育施設の充実を図るとともに、関係機関等が連携した包括的支援体制の構築を図ります。

4つ目の施策は「ひとり親家庭等の自立支援」です。この施策では、ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活ができるよう、相談体制の充実や就業の支援などを推進します。

5つ目の施策は「児童虐待防止対策」です。この施策では、子供たちの安全・安心な生活を守るため、関係機関と連携し、児童虐待防止対策の強化を図ります。

以上が本日御審議いただく基本施策の説明となります。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今回も「基本計画（素案）」の審議となりますが、議事の進め方としては、前回と同様、まず事前に御意見をいただいている委員の方に意見の趣旨等の説明を御発言いただきます。その御意見に対して、市の見解や考え方について回答をいただきます。それを受けて、意見の提案者を含め、委員の方から追加の意見があれば御発言いただき、必要に応じて市側からも回答をいただく流れで進めていきたいと思っております。

【基本施策 1. 健康増進】

○ 宮脇会長

資料2の一覧の1番目の平川委員から意見の内容について説明をお願いいたします。

○ 平川委員

<施策の方向>施策1「健康づくり」の主な取り組みのうち、「介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援」の文言について、介護予防知識と運動実践はつながっているのでしょうか。わかりにくいので、「市民の自主的な健康づくりの機会創出」と「運動実践の場づくり」をセットで記載する方が良いのではないのでしょうか。

○ 健康政策課長

健康づくりの主な取り組みの1番目「市民の自主的な健康づくりの機会創出」については、幅広く市民を対象とした健康づくりの意識づけ及び環境整備についての取り組みです。3番目「介護予防の啓発及び運動実践の場づくり・支援」については、高齢者の方を対象とした介護予防の取り組みであり、介護予防を進めるにあたり「知識の啓発」と「運動の場づくり・支援」を併せて取り組んでいます。そのため、主な取り組みについては、そのままといたしますが、計画書の記載については、今説明した内容が分かりやすくなるよう、施策の方向及び主な取り組みの記載を修正します。

○ 宮脇会長

それでは「1. 健康増進」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 2. 地域医療】

○ 宮脇会長

資料2の一覧の2番目の稲垣委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 稲垣委員

＜現状と課題＞施策1「在宅医療の推進」に「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」の記載があります。既に記載のあるように、在宅医療についての情報収集や体制づくりなどが主な取り組みとして行われています。市民が在宅医療について相談できる「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」についての記載もあるとよいと思います。

○ 地域包括ケア推進課長

「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」は在宅医療、介護連携に資する取り組みを行うほか、在宅療養を希望する市民の在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者の相談、支援を行っています。県内では医療・介護関係者からの御相談のみ取り扱うことが多いのですが、本市では市民からも御相談も併せて受けており、年間相談件数は増えております。当該施設についても、重要な拠点と認識していることから、現状と課題に「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」についての記載を追加します。

○ 稲垣委員

船橋市は隣接市に大きな病院があり、手術は市外病院で、術後の検査等は市内病院で往診する市民もいると思います。さらに市外からの利用者もいると思いますので、隣接市の大きな病院にも、船橋市の施設があることを知ってもらえるとよいと思っています。

○ 地域包括ケア推進課長

船橋市内の病院だけでなく、市民の方は市外の病院機関に掛かる場合もあると思います。在宅医療で困ったことがあれば、「船橋市在宅医療支援拠点ふなぼーと」に相談するようお勧めしています。

○ 宮脇会長

それでは「2. 地域医療」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 3. 高齢者福祉】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「3. 高齢者福祉」に入ります。資料2の一覧の3・4番目について、藤野委員から御意見をいただいておりますが、本日欠席とのことですので、事務局から代わりに説明をお願いします。

○ 政策企画課総合計画係長

＜施策の方向＞施策2「施設整備・人材確保の推進」について御意見をいただいております。人材確保においては、休眠資格者、他業種離職者、外国人材を含めた多様な人材確保をという表現を入れた方が現実的だと思われま。現状と課題においても同様であるが、人材確保だけでなく、離職防止について触れていただきたい。そのためにはICTや介護ロボットの活用、さらにはノーリフティングケアの推進による介護現場における介護職員の介護負担の軽減を推進する必要があります。

併せて、＜施策の方向＞施策3「相談支援体制の充実」について御意見をいただいております。

「認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員」の前に「日常生活自立支援事業」の制度を入れていただいた方がよいと思います。成年後見制度の前段階で金銭管理などを支援しているサービスが、社会福祉協議会が実施している本制度で、認知症等が進行することで成年後見制度に移行していくことになります。

○ 介護保険課長

＜施策の方向＞施策2「施設整備・人材確保の推進」について、御指摘を踏まえ人材の確保については「介護人材の確保に向け、外国人等を含めた多様な人材の参入促進や資質の向上などに取り組みます。また、併せて介護人材の定着に取り組みます。」と修正させていただきます。

○ 地域包括ケア推進課長

＜施策の方向＞施策3「相談支援体制の充実」について回答します。認知症等高齢者の方を支援するためには、社会福祉協議会等関係機関と連携し一体的に支援していくことが必要と考えています。また、本市では成年後見制度利用促進についても進めていることから、「日常生活自立支援事業」の追記と補足説明を追加させていただきます。

○ 宮脇会長

本施策では、その他に2名の方から御意見をいただいております。それでは事前意見の5番目、相談支援体制の充実について御意見をいただいた、宇於崎委員から御説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

「地域包括支援センターの機能強化」とありますが、地域包括支援センターは市内に13か所あるようですので、それぞれの機能強化と共に連携協力してはどうかという意見です。

○ 地域包括ケア推進課長

地域包括支援センターは、地域の課題や目標をセンター間で共有し、センターが相互に連携することで高齢者支援ができるものと認識しています。御指摘のとおり「センター間の連携協力」という文言を追記します。

○ 宮脇会長

続いて、矢部委員お願いします。

○ 矢部委員

＜施策の方向性＞施策2「施設整備・人材確保の推進」において、少子高齢化の中、特別養護老人ホームで働く人材の確保について、生活支援の充実を行う施設の人材確保と共にはできるのでしょうか。船橋市はデンマークのオーデンセ市と姉妹都市となっていますが、福祉国家として認知されているデンマークを参考にされるお考えはございますか。

○ 地域包括ケア推進課長

本市はデンマークのオーデンセ市との姉妹都市交流を通じて現地の施設等を見学し、自立をテーマとした取り組みなどを学んでまいりました。地域包括ケアシステムを進めている本市としては、これからの高齢化社会の中で、御本人の選択や家族の意向などを踏まえながら、御本人の意思を可能な限り支援することができるようにという意味合いで、在宅医療の推進、医療・介護連携体制づくりや必要な施設の整備に網羅的に取り組んでいるところです。

○ 大川委員

施策1「生きがづくり」は生活支援に関わる場所と聞いています。＜施策の方向＞施策1「生きがづくり」の説明では、「経験等を活かした就業の機会を提供する」とあります。参考資料の「当施策における主な取り組み」に含まれる具体的な取り組み・事業例でも、「生きがい福祉事業団を通じた就業機会の拡大」が記載されています。実際に10年くらい関わらせていただいた中で、シルバー人材センターから相談を受けていたのは、高齢者は増えているのに会員が減っているということでした。今の高齢者が求めている仕事とセンター等が提供できる仕事に乖離があることがわかりました。センター等では旧態依然とした植木の管理や管理人、清掃などを提供しています。一方で、コンビニで実際に働いている方のうち、70、80代の高齢者が多くなっています。高齢者のスキルを活かせる就業機会がセンター等では提供できていないと感じています。書き方の問題かもしれませんが、生きがだけでなく、賃金が発生することで、生活支援の面もあると思っています。このことから、主な取り組みに生きがづくりのための活動機会の提供とありますが、具体的な雇用への支援を加えてはどうか。

○ 高齢者福祉課長

高齢者の生きがづくりについて、雇用に関する御意見をいただきました。現在、生きがい福祉事業団と連携しながら高齢者の就業機会の確保について進めています。御承知の通り、近年はコロナ禍における働き手、高齢者の登録者数が減少しています。今後は登録者の増加や人材における発注者側と会員側とのアンマッチについて検討してまいります。

○ 宮脇会長

その他、御指摘事項はありますでしょうか。それでは「3. 高齢者福祉」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 4. 地域福祉・生活困窮者支援】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「4. 地域福祉・生活困窮者支援」に入ります。資料2の一覧の7番目の平川委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 平川委員

<施策の方向>施策1「地域福祉の体制整備」に関して、近年はボランティアのなり手を探すことが難しくなっています。特に高齢化が進んでいる地域では、支援をするボランティアの高齢化も進んでいます。サービスを受ける方が、サービスを提供する方よりも年下であることも出てきます。

<現状と課題>にあるたすけあいの会など町会・自治会、社会福祉協議会でやっている事業は、生きがい福祉事業団が実施している事業と複合している事業がたくさんあると思っています。例えば、庭の剪定や草刈りはたすけあいの会やサークルが頻繁に行っているサービスの1つです。それらの会は、無償でサービスを提供していますが、生きがい福祉事業団のサービスでは同様のサービスでも賃金が発生します。同じサービスを受けるのであれば、生きがい福祉事業団のサービスではなくて、地域のボランティアを採用する人が多いのではないのでしょうか。

一方で、地域のボランティアは無償でサービスを提供しているため、なり手の確保が難しいと感じています。社会福祉協議会の事業のほとんどは無償のボランティアをなり手として運営されています。無償のボランティアであっても、一定のサービスを提供したことへの対価があるようなシステムを作らないと、今後ボランティアは発展していかないのではないのでしょうか。

以上のような背景から地域ボランティアの確保が重要と考えます。

○ 地域福祉課長

御指摘のとおり、本市といたしましても、地域のボランティアの高齢化が進んでいることから、後継者となる担い手の確保が課題であることを認識しております。より若い世代にボランティアに参加していただけるよう、船橋市社会福祉協議会のボランティアセンターや市民大学のまちづくり学部ボランティア養成学科、市民協働課等と連携し方策を検討してまいります。

サービスに対する何かしらの対価についてですが、まずボランティアの実態を確認して参りたいと思います。

○ 若生委員

社会福祉協議会としては、有償にすればもっとスムーズにいくと思える事業もありますが、それができないジレンマもあります。例えば、ボランティアしていただいた方に菓子パンを渡すなど、市には幅広く考えていただければと思っています。

○ 宇於崎委員

<現状と課題>施策3「包括的な相談支援体制の構築」について、相談支援はもとより、つながりや連携が重要と考えられます。施策名称や本文内の「相談支援体制の構築」を「相談支援と連携の体制構築」としてはいかがでしょうか。

○ 地域福祉課長

相談支援はもとより、つながりや連携が重要ということ、まさにその通りだと思っています。本市としましては、つながりや連携を含めて「相談支援体制」と考えておりますので、施策名称はこのままとさせていただきますが、御指摘を踏まえ、記載内容を修正いたします。

○ 宇於崎委員

「地域福祉・生活困窮者支援」では「就労」というキーワードがありますが、「高齢者福祉」では「就業」というキーワードが使われています。就労と就業は使い分けているのでしょうか。

- 政策企画課長
文言の整理については改めて全体を通じて行いたいと思います。
- 三須委員
生活保護を受けている方が急増しています。市として支援することはよいのですが、なんでこの方たちが生活保護を受けているのかという方が多いと感じています。本当に必要な方に対して保護できているのかわからなくなっています。市は、どのような手続きで生活保護を受けられるのか判断しているのでしょうか。
- 生活支援課長
全国的に急増しているというニュースがありますが、船橋市ではコロナ禍における生活保護受給者数は横ばいとなっています。市としては、受給申請をいただいた時に決められた調査を実施しております。調査の限界はありますけれども、船橋市としては調査結果から受給可否について判断しているところです。
- 宮脇会長
今御説明されていたのは通常の手続きの話と考えています。通常の手続きに加えて、何か市として独自の取り組みを行っているのでしょうか。
- 生活支援課長
国が定めた調査以上のことは行ってないのが現状です。
- 宮脇会長
それでは「4. 地域福祉・生活困窮者支援」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 5. 障害福祉】

- 宮脇会長
続いて、基本施策「5. 障害福祉」に入ります。資料2の一覧の9番目の矢部委員から御意見の説明をお願いいたします。
- 矢部委員
大川委員の指摘にも関わりますが、障害福祉だけでなく、高齢者福祉、生活困窮者支援、子育て支援にも通じる施策の1つとして、官民一体となった就業支援があるとよいと思っています。
近年は、実店舗やレストランに足を運ぶ方が減少する一方、オンラインショッピングやデリバリーサービスを利用する方が増えるなど、これまでと違うビジネスのニーズが高まっていると感じています。質問作成時は、障害者を対象とした官民連携による雇用促進を意図して書かせていただきましたが、本日の議論の対象となっている方々を1つの括りとして、市が就業の機会を提供するために、船橋市内の企業と連携した雇用促進を更に進められればと思っています。
- 宮脇会長
御質問について、2つの視点があったかと思います。まずは、事前に御質問をいただいた、障害福祉に関する相談生活支援の充実での官民一体に関する市の考え方をお聞かせください。次に障害福祉の分野に限らず、全体として対応していくことが必要だという御指摘についてお答えください。
- 障害福祉課長
多様な就労の機会を確保するため、一般就労を希望する方は一般就労をできるように支援をし、一般就労が困難な方には、支援を受けながら働くための訓練を受けるための支援充実を図っています。官民一体となった就労支援としては、商工振興課で、障害のある方の雇用促進を目的とした障害者就労支援事業の一環として、「職場実習先開拓員」による市内にある事業所を中心とした障害のある方の職場実習先の開拓、及び実習を受け入れた企業への奨励金の交付を行っています。併せて特別支援学校や障害者就業・生活支援センターと連携をとり、企業と障

害のある方の橋渡しを行っています。

また、障害のある方の雇用や職場実習の受け入れ等に積極的に取組んだ事業所を「ふなばし・あったかんぱにー」として表彰することにより、障害のある人の雇用を促進し、「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』ということ」を開催することにより、障害のある方の雇用への理解・啓発を促進しています。

○ 政策企画課長

障害福祉課長からもお話ありましたが、商工振興課で高齢者・障害者の就業支援でありますとか、また若年の方で就業に失敗した方や早期退職した支援などを行っております。ただ一方でひとり親家庭の方に対しては児童家庭課で就業支援を行っており、あと生活困窮の方でありましたら、保健と福祉の総合相談窓口さーくるでそういった就業の支援も委託している状況があります。

部署が多岐にわたっておりますが、いずれにしてもハローワークと連携して、就業機会に結びつけていますので、ハローワークの窓口であります商工振興課に御指摘いただいた事項をお伝えさせていただき、情報共有して今後の方向性等を協議していきたいと思っております。

○ 矢部委員

官民一体で目標を持ってやっていける取り組みがあるとよいと思いますので、今の取り組みを発展させていくと、様々なステークホルダーにとって良い環境が生まれると思われました。

○ 大川委員

セブン-イレブン・ジャパンでは、商工振興課と高齢者支援事業について連携しています。取組としてはシングルマザーや障害者に対しても同じ手法が取れると思っております。障害者雇用については、雇用促進法で雇用の義務付けがあり、企業でも需要があると思っております。就労先があつての雇用ですので、民との連携は不可欠と思っております。ボランティアや健康増進についても、ある自治体では店舗にてウォーキングポイントを取得できる取り組みを行っています。民間の活用というのを検討いただければと思っております。

○ 宮脇会長

愛知県小牧市では、ウォーキングをするとポイントが得られ、それをお店で使える取り組みがあります。官民連携にも色々な形があると思っております。情報のワンストップ化、ハブがあると、利用者側は利用しやすいかもしれません。それでは「5. 障害福祉」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 6. 国民健康保険・介護保険】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「6. 国民健康保険・介護保険」に入ります。このテーマは国の施策がベースになって展開されています。この基本施策に対しては事前意見がなかったようです、本日追加で御意見のある方はお願いいたします。

○ 柏木委員

国民健康保険事業について、＜現状と課題＞や＜施策の方向性＞の記載内容はその通りだと思っております。＜現状と課題＞では、「本市では一般会計からの法定外繰入金を投入して運営を行ってきたことで、本市の国民健康保険料は県内でも低い水準となっています」という記載や、「国及び県から決算補填等目的の法定外繰入金の解消が求められています」という記載を踏まえて、施策1「当施策における主な取組」の1つに「適正な運営のための保険料率の見直し」が記載されていると理解しております。この保険料率の見直しとは、基本的には保険料率を上げるという理解でよいでしょうか。

○ 国保年金課長

保険料を設定にあたっては、平成30年度の国保健康保険の広域化に伴い、市町村は県に対して納付金を納める形になりました。市では毎年県に納めている納付金の様子を見ながら、保

険料を見直していくこととなります。現在、一人当たりの納付金が増加していることから、それに見合った保険料率を検討していく必要があると考えています。

- 柏木委員
御回答についてはその通りだと思っており、収納率も踏まえ見直していくという方向性だと思っています。ただし、法定外繰入金は縮小されていく方が良いと考えています。
- 宮脇会長
近年の法定外繰入金の金額はどの程度になるのでしょうか。
- 国保年金課長
令和3年度予算額ベースで一般会計からの法定外繰入金が21億3200万円で、うち決算補填等については約16億円となっています。
- 宮脇会長
それでは「6.国民健康保険・介護保険」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 7.子育て支援】

- 宮脇会長
続いて、基本施策「7.子育て支援」に入ります。資料2の一覧の10番目の矢部委員から御意見の説明をお願いいたします。
- 矢部委員
子育てをすでにされている方への支援を中心に記載されていますので、もし船橋市がより多くの方に住みよい市になるという方向性を目指すのであれば、将来子育てをする方に向けた支援があるとよいと思いました。以前、浦安市が少子化対策として実施していたと記憶していますが、卵子凍結へのサポートやその他少子化対策に関するお考えはありますか。
- 地域保健課長補佐
浦安市の卵子凍結への助成事業は順天堂大学附属浦安病院への研究助成事業として平成27年から平成29年の3年間行われたものです。船橋市独自の少子化対策として平成27年度より不妊治療・不妊検査の費用も対象とした一般不妊治療費等助成事業を行っております。少子化は重要な課題としてとらえておりますので、今後も市として少子化施策に何ができるか検討を続けていきたいと思っております。
- 矢部委員
不妊治療は結婚した人が対象になるのでしょうか。
- 地域保健課長補佐
助成事業については御認識のとおりです。婚姻関係になくても対象になります。
- 矢部委員
子育て支援に限らず、将来のポテンシャルのある方、より多くの世代、ライフスタイルの方を船橋市に引き付けるような施策があるとよいのかなと思いました。
- 宮脇会長
続いて、資料2の一覧の11、12番目の中原委員から御意見の説明をお願いいたします。
- 中原委員
第6回審議会において、「学校教育」領域の議論をした際に、同様の意見を述べさせていただきましたが、本総合計画策定時に、これからの10年を考えた時、何に取り組んでいったらよいかという視点で検討することが大切であると考えます。特に、子どもや子育て支援に関しては、これから力を入れていくべき新しい領域、または今まで手を付けられていなかった領域があり、ここで検討する必要があると考えます。例えば、ヤングケアラーの存在です。欧米では、早くから子どもを取り巻く環境の課題として認知されていましたが、日本では、なかなか光が当たってきませんでした。学校教育では、先生方が子どもや家庭に関わる中で、本当は実態がわかっているけれども、なかなか支援に繋げることが難しいという無念の思いをされているケース

があり、これからも出てくると思っています。そうした視点から、今後10年の船橋市の子ども政策を描けたらいいと考え、質問させていただきました。

子育て支援に関わる記載内容は、大変わかりやすいと思いますが、これからの10年を考えたときに、これでよいのかという思いがあります。子どもの支援については、児童相談所設置と併せ、教育と福祉の連携の強化について盛り込んでほしいと思っています。

続いて質問12、子どもへの救済や子どもの視点に立った支援の施策推進についてです。船橋市は「子ども・子育て会議」を設立し、子ども施策の推進に力を入れていると理解していますが、今回の記載を見ると、子育て支援に注目が傾き、子ども支援の視点が薄まっていると感じました。現行の後期計画では「次代を担う青少年健全育成の推進」が明記されていますが、次期計画ではこれに関する新しい視点がありません。このままでは、今までやったことでよいという発想になり、新たな子どもへの支援の視点が失われてしまうのではないのでしょうか。

今年7月、国が「こども庁」の創設を打ち出しています。12月にはその方向性が示されるということです。9月には、内閣官房長官が招集したオンライン会議「第1回こども政策の推進に係る有識者会議」が開催され、今後議論される論点が示されました。

その会議資料の一部を共有させていただきますが、主な検討事項の例として「こどもの視点に立った政策の推進」が大きく掲げられています。今回の質問に関連するところでは、「就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携」が上げられています。船橋市としても生活保護を受けている世帯はもちろんですが、そうした制度の対象外であるグレーゾーンの家庭や子どもたちにとってもこれは重要な視点です。また、「児童虐待や重大ないじめ・自殺、不登校への対応の強化、こどもの貧困の解消」に関わっては、令和元年に閣議決定された「子供の貧困対策に対する大綱」の重要項目として、「地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」が挙げられています。学校がやるのではなく、学校をプラットフォームとした運営体制を明確にし、地域と連携して行っていく。それこそ教育と福祉の連携の今後の方向性であると考えています。

○ 子育て支援部長

今後10年の施策を検討する上で現状の制度では対応しきれない課題に対して取り組んでいく姿勢を示すことは大切であると考えています。ヤングケアラーを例に御意見いただきましたが、昨今の様々な課題の中ではヤングケアラーの他にもダブルケアや外国にルーツをもつお父さんの家庭への支援も考えていかなければなりません。

近年、子育て家庭に限らず、外国人住民が急速に増加しております。今後10年の課題の検討にあたっては、どこにルーツがあっても船橋市の住民として共に助け合って活躍していくという視点がますます重要となってくることから、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。子育て支援の関連では、保育所等の利用に関しては、入所に必要な書類のひな形を多言語で用意したり、翻訳機器を貸し出したりして利用の相談に対応しています。

また、ダブルケアやヤングケアラーをはじめとする、既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題や複合的な課題に対応するため、基本施策4「地域福祉・生活困窮者支援」の施策3にありますとおり、関係団体や関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築して対応してまいります。

さらに、自ら声を上げにくい子供や子育て家庭の異変を保育園や学校が早期に察知し、速やかに連携し共同支援する体制の構築を目指します。児童虐待に関する相談件数は近年増加傾向にあることから、市児童相談所を設置し、児童家庭相談の体制を強化することは本市の喫緊の課題として認識しています。一方で児童相談所の権限による家庭への介入や一時保護とは別に、学校や保育園を含む地域の関係者や関係団体からなる「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」（以下、要対協）のネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることが大切と考えています。このことから、市児童相談所には、要対協の調整機関であり、子供家

庭総合支援拠点の機能を担っている家庭児童相談室を統合し一元的な体制で対応していく考えです。

質問 12 に対する回答ですが、素案の中でもすべての子供が心豊かに育つために必要な環境を整備するために子育て支援に関する施策を展開していますが、権利主体の子供自身に対する支援の重要性についても現行計画と共に認識しているところでございます。子供の視点に立った施策としては、施策 1「教育・保育の充実と居場所づくり」において、ハード面に留まらず、子供の遊び場や活動の場、活動機会の創出を目指しています。

○ 指導課長

質問 11 についてお答えいたします。子供の貧困対策に対する大綱、文部科学省の「子供の貧困対策の総合的な推進」の中で、学校は地域のプラットフォームの役割を担うということが示されています。帰国・外国人児童生徒数は年々増加しており、今年度 5 月時点で、市立小・中・特別支援学校に 1332 名在籍しております。そのうち日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導員等を派遣し、その指導にあたっています。また、新たな取り組みとして、家庭への持ち帰りも可能とした翻訳機の一人一台の貸与、オンラインによる日本語教室の実施等、支援体制の更なる充実を目指して取り組みを進めています。

また、各学校では、児童生徒の学校生活の様子や生活アンケート、教育相談等を通して児童生徒の生活状況等の把握に努めています。学校がヤングケアラーを把握した場合や家庭環境等について異変を察知した際には、スクールソーシャルワーカーや民生委員、今後設置される予定の市児童相談所等の関係機関と連携し、家庭に必要な支援に繋げてまいります。

○ 政策企画課長

質問 12 についてお答えいたします。子供の視点に立った推進は必要な施策と認識しています。これまでの回答の中で記載方法について、現行の後期基本計画では「次代を担う子どもの育成」として、基本施策の名称が子供全般の名称になっていると思っております。後期基本計画に記されている主な取組につきましては、新たな子育て支援の中で一通り網羅しておりますし、児童虐待については、次期計画において施策の方向性として立てているところでございます。青少年の健全育成については、生涯学習の一つの要素にまとまっている現状があります。委員の御指摘について、基本施策「9. 生涯学習」、「7. 子育て支援」の施策を整理し直すとともに、必要な取り組みを関係課と調整したいと思っております。

○ 中原委員

各関係部署で御検討いただき、子どもの視点に立った施策の重要性についても御認識いただいているということが回答から伝わってまいりました。御調整をお進めいただければと思います。質問 12 について、一点付け加えさせていただきますと、「7. 子育て支援」の領域名称についても、子どもの視点に立った施策を含む「子ども・子育て支援」に変更することを提案いたします。

○ 政策企画課長

基本施策の名称の変更についても、関係課と前向きに検討していきたいと思っております。

○ 大川委員

児童虐待あるいは、高齢者だと認知症がそうだと思いますが、知識のある、ないで、早期発見できるかが変わってきます。認知症だと認知症サポーターがあり、加盟店舗で知識を持ってもらうことで店舗での早期発見ができる場合もあります。児童虐待については、そうした場がないと感じています。過去には、小学生が何度か万引きで捕まった際、万引きするものがお弁当などの食べ物であることから、警察や児童相談所に相談したケースもあると聞きます。こうした拠点での事前知識の周知が、早期発見のきっかけにはなると思っています。

○ 家庭福祉課長

市では 11 月から児童虐待防止月間となります。船橋市においても、ポスター掲示や講演会開催を予定しています。大事なことは児童虐待の通報ダイヤル「189」になりますが、市として

は、「189」を月間と併せて広く周知していきたいと思っています。当然、計画の方にも児童虐待の未然防止が入っていますので、啓発事業も行いたいと思っています。

○ 宮脇会長

それでは「7.子育て支援」の基本施策は、以上とさせていただきます。以上で、本日の議題となっている基本施策の審議が終了しました。委員の皆様からの御意見を踏まえ、基本計画に反映すべき意見等についての集約方法については、会長及び副会長で事務局と調整させていただきたいと考えておりますが、御一任いただくものとしてよろしいでしょうか。では、本日の議題は以上となります。次回の審議会では、基本構想についての当審議会から答申をする予定です。答申案については事務局を通じて御連絡いたしますので、事前の御確認をよろしくお願いいたします。それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

2. その他（次回の予定）

○ 政策企画課総合計画係長

本日も長時間にわたり、ありがとうございました。本日の資料は後日、市のホームページに掲載いたします。また、本日の会議録について、事務局で作成し次第、メール等で送付させていただきますので、御確認くださいようお願いいたします。次回以降の当審議会の予定を御案内いたします。

次回の第9回は10月22日（金）、その次の第10回が12月22日（水）で、時間はいずれも14時（午後2時）から、会場はこちらの第1会議室となりますので、よろしくお願いいたします。第9回の出欠および出席方法については、既に皆様から御回答いただいておりますが、変更等ございましたら、事務局までお知らせください。第10回の開催案内および出欠の御確認は後日改めて、御連絡いたします。最後に、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券にスタンプを押させていただきますので、帰りの際に出入り付近にいる事務局職員までお申し付けください。事務局からの連絡事項は以上です。

○ 宮脇会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

閉会（16時00分）

以上